

写

令和 7 年 9 月 25 日

北海道労働局長

村松 達也 殿

北海道地方最低賃金審議会

会 長 亀野 淳

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の
改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 8 日北労発基 0808 第 1 号をもって貴職から諮問の
あった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したの
で答申する。

別紙

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。以下同じ。）、船体ブロック製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業又は船体ブロック製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- （３）次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務
 - ロ みがき又は塗油の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,105 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 1 日